

CAC - ALERT 利用規約

株式会社 C A C



CAC - ALERT利用規約

株式会社CAC（以下「CAC」という。）とCACが行うサービスを受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる利用規約は以下の条項によるものとします。

第 1 条 （利用規約の適用）

1. CACは、このCAC - ALERT利用規約（以下「本規約」という。）を定め、これによりCAC - ALERT（以下「本サービス」という。）を提供します。
2. CACが別に定めるCAC - TV契約約款、およびCACが随時加入者に対し通知する追加規定（以下「個別規定等」という。）は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第 2 条 （緊急地震速報）

1. 緊急地震速報とは地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。
2. 緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴う等の限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。
3. CACは、気象庁およびデータ配信者から地震発生の情報を受信した場合、即座に加入者の属する地域における主要動の到達時間、震度を演算し、「震度3以上」の揺れが生じると予測された場合に、加入者の設置したALERT端末（以下「端末」という。）に情報を配信し、通報を行います。なお、この通報は大きな揺れが到達する前に行うことを目標としますが、震源地と端末の位置関係・距離によっては、情報の配信が間に合わない場合もあり得ます。

第 3 条 （提供情報の追加）

1. CACは、前条の緊急地震速報以外の災害情報の提供を追加する場合があります。
2. 前項による災害情報の追加をする場合は可能な限りの方法（CACチャンネルおよびホームページまたは配布物等）において事前に参加者へ連絡することとします。

第 4 条 （損害賠償）

1. 本サービスに関して、技術的な限界による誤報やシステム障害、端末故障等による情報の不達等CACの責に帰することのできない事由による損害において加入者は、その損害賠償の請求を行わないものとします。
2. 加入者はCACの施設の維持管理に必要上サービス提供が一時的に停止することを承認するものとし、それに伴う損害賠償の請求を行わないものとします。
3. CACは、天災、事変、その他CACの責に帰することのできない事由によって、サービス提供の停止に基づく損害賠償には応じないものとします。
4. CACの責に帰する事由による情報の不達等によって生じた損害については、CACがその事実を知り得た日に属する月から起算し、本サービスを利用した該当月の1ヵ月分の端末貸与費用を限度に損害賠償に応じるものとします。

第 5 条 （利用申込の条件）

1. 本サービスの利用はCACの提供するCAC - TVを利用されている方に限ります。
2. 集合住宅等の場合、その集合住宅の全棟・全戸が一括でCAC - TVに加入している場合は、その入居者は単独での本サービスの加入ができません。
3. 不特定多数の来場者、来客者の集まる場所での利用に関しては加入者の責任において利用するものとします。
4. 前各項の場合であって本規約に同意しCACが指定する加入手続きを行った方に限ります。

第 6 条 (サービスの提供範囲)

1. サービスの提供範囲はCACが事業を行うエリア内とし、そのエリアに対し予測される災害等の規模が演算される範囲を区域ごとに区分した範囲とします。
2. 本サービスを受信する端末は前項によって定められた範囲で作動する機器であるため、端末の設置場所が移動される場合は、CACへ連絡し再度位置情報を設定する必要があります。

第 7 条 (接続機器の貸与)

本サービスを受信するための端末はCACが『第 5 条 (利用申込の条件)』に定める利用者へ別に定める料金によって貸与する物でありCACの許可無く他の者へ貸与および譲渡または売却、廃棄等することはできません。

第 8 条 (料金)

1. 加入者は、CACが下表に定める料金表による、サービスの利用形態に応じた料金等を、CACが指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。

《料金表》

項目		金額
初期登録費用		2,500円
端末設置費用		5,000円
端末貸与費用 (月額)	親機+子機	700円
	親機単体	500円
	子機追加	300円

2. CACは、経済環境の変動あるいは、提供するサービス内容の拡充等により、料金の改定をすることがあります。

第 9 条 (利用に係る加入者の義務)

加入者は以下のことを心掛け本サービスを利用してください。

- ①本サービスは予測される災害情報を配信するものであり、身体・財物の安全・安心を保障するシステムではないことをご理解ください。
- ②災害情報が配信された場合においては加入者の判断において行動をしてください。
- ③加入者は本サービスの災害情報を得られる環境にある者が、緊急時に安全な行動を行えるよう日頃の防災訓練、啓蒙活動を行ってください。
- ④不特定多数の来場者、来客者の集まる場所での利用において本サービスの情報が配信された場合は、加入者の責任において速やかに安全の確保と避難誘導を行ってください。
- ⑤端末の正常な動作確認を行ってください。
※ 1. 端末のランプが常に点灯していることをご確認ください
※ 2. 正午を通知する時報が的確に発報されるかご確認ください
※ 3. 動作確認の手法としてCACへご連絡いただき発報テストをご利用ください

第 10 条 (利用規約の改定)

1. CACは、CACの提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動等により本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい規約によるものとします。
2. CACが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第 11 条 (協議、管轄裁判所)

1. 本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。
2. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、CACの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、CACの本店所在地を管轄する地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

1. CACは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 本規約に記載の金額は全て税抜です。

3. この本規約は平成19年10月 1日より施行します。

改 定 平成23年 4月 1日

改 定 2014年04月01日

改 定 2014年10月01日

改 定 2016年04月01日

改 定 2019年10月01日